

一般社団法人ネイル実務認定機構
ネイルテクニカルインストラクター規約

一般社団法人ネイル実務認定機構（以下「機構」という。）の定めるネイルテクニカルインストラクター（以下「NTI」といいます。）活動等に関して、以下の通り規定します。ネイルテクニカルインストラクターとして活動される方は、当規約の遵守をお願い致します。

第1条（ネイルテクニカルインストラクターの心構え）

ネイルテクニカルインストラクターに認定され登録した者は、その自覚を持って当機構に関する活動を行ない、多くのマニキュアリストの手本となる言動を心がけて下さい。

第2条（認定及び登録について）

1. NTIの認定は、以下の項目を全て満たした場合に認められるものとします。
 - 1) ネイルブランドの教育システムを受講し、修了している者であること。
 - 2) 機構の実施するネイルテクニカルエキスパート試験1級の合格
 - 3) 機構の実施するネイルテクニカルインストラクター講習会の受講(事前講習会、登録者講習会)
 - 4) 機構の実施するネイルテクニカルインストラクター認定試験の合格
 - 5) 機構の主宰する専門部会による承認
2. NTIの登録は、以下のすべての項目を満たした場合に認められるものとします。
 - 1) 会員登録に必要な書類の提出
 - 2) インストラクター会員登録料の支払
 - 3) 登録講習会の修了
3. NTIの資格は、認定され、登録を行なった個人に認められるものであり、個人の所属する会社、団体等は、インストラクターに関するいかなる特権をも持ちません。但し、機構が認めたものに関してはこの限りではありません。
4. NTIの登録有効期限は、1年とします。
5. 登録は、登録料の支払をもって更新したものとみなします。
6. インストラクターは、当機構の定める範囲内で権限を行使できるに過ぎず、当機構の活動以外にその権限を有するものではありません。
7. 登録内容に変更が生じた場合は速やかに所定の書類の提出をお願いします。提出は郵送もしくは当機構へ持参にて受付を行ないます。
8. 申請、変更等に関する書面は、当機構の公式ウェブサイト公表しておりますので、必ずダウンロード及びプリントアウトできる環境を整えて下さい。なお、公式ウェブサイト公表しております書面は当機構からお送りすることは致しません。

第3条（役割・活動について）

1. NTIは、高度なネイルの知識、技術を持ち、コミュニケーション能力、対人関係構築力等ヒューマンスキルにも優れ、当機構の事業目的や当機構の考える知識、技術の確認、その考え方を理解し、検定受験者や、マニキュアリストを目指す人にそれを還元することが役割となります。
2. 1項に掲げた役割を全うするため、NTIは以下の活動を行ないます。

- 1) 機構が開催するネイルテクニカルエキスパート検定試験における審査官
- 2) 機構が開催するネイルテクニカルデザイン検定試験における審査官
 - 2) はインストラクターの認定及びネイルテクニカルデザイン検定試験1級取得を条件とする。
- 3) 所属する検定実施校が開催するネイルテクニカルエキスパート検定試験における審査官
- 4) 所属する検定実施校が開催するネイルテクニカルデザイン検定試験における審査官
 - 4) はインストラクターの認定及びネイルテクニカルデザイン検定試験1級取得を条件とする。
- 5) 検定対策講習会の開催
- 6) 機構開催各種講習会の講師及びデモンストレーター
- 7) その他機構が依頼をした活動

第4条(義務)

1. NTIは、以下の義務を負うものとします。
 - 1) NTIは検定受講生、講習会の受講生等に対しては、真摯な態度で何事にも取り組むこと。
 - 2) NTIは、NTIの資格に恥じることのない言動を心がけること。
 - 3) NTIは、他のマニキュアリストの模範となるよう、常にスキルアップを心がけること。
 - 4) NTIは、機構に関すること、機構の実施する検定試験、講習会等に関して啓蒙普及を行なうこと。
 - 5) 当機構の取決め、当規約、その他NTIとして活動するにあたり遵守すべき法令等を遵守すること。
 - 6) 検定受講生、講習会の受講生等からの質問等に対して丁寧な対応を心がけること。
2. 活動に関して以下のことを義務付けるものとします。
 - 1) NTIは、検定の審査を行なう時、講師として講習を行う時には、常にNTIを示すバッジを着用すること。
 - 2) NTIは、自らが習得している教育システムに従って検定指導等を行うこと。
 - 3) 当規約に記載がない場合でも、機構が定めた義務に関しては、遵守すること。

第5条(所属に関して)

1. NTIの所属先とは、自ら運営、もしくは従業員として雇用されている美容学校、ネイルスクール、ネイルサロン等をいいます。
2. NTIの資格、権限に関しては、所属先はなんら権限等を有しません。あくまでNTIは個人の資格となります。但し、当機構が定めた場合はこの限りではありません。
3. 所属先とのトラブル等で当機構の求めるNTIとしての義務が果たせない場合、活動に困難をきたす場合は、その内容について状況報告を求める場合があります。

第6条(機構からの要請について)

1. 機構からNTIへ要請する事項としては以下の場合があります。
 - 1) 機構が開催するネイルテクニカルエキスパート検定試験の審査官
 - 2) 機構が開催する検定試験、その他講習会の講師

- 3) 機構が開催するイベント等への参加協力
 - 4) 情報誌等の原稿（画像含む）等機構が別途その啓蒙普及に関して必要と判断をした事項
 - 5) その他状況に応じてNTIへの要請が適当と機構が判断した内容
2. 機構からの要請方法は、文書もしくはE-MAILで行ないます。

第7条（情報の提供について）

1. 機構は、NTIの活動に関する事、当規約に関する事、NTIに関する取決め、機構が新規にNTIに関して定めた事項等、NTIに対して周知及び徹底を促す情報に関しては、NTI個人に情報を提供するものとします。
2. 情報提供の方法に関しては、文書もしくはE-MAILで行ないます。
3. 当機構は、最新の情報を配信、閲覧していただくよう努めてまいります。

第8条（機構からの使用許可について）

1. NTIに登録された場合、以下の使用について許可いたします。
 - 1) 機構のロゴマーク
 - 2) NTIのロゴマーク
 - 3) 一般社団法人ネイル実務認定機構ネイルテクニカルインストラクター（略称NTI）の名称
 - 4) 当機構が準備したその他のロゴマーク等
2. NTIの登録が完了と同時に使用を許可します。
3. NTIの登録抹消、NTIの辞退、登録料未払等、NTIの活動ができない状況になった場合は、使用許可を取り消します。

第9条（法令遵守）

NTIは法令等遵守を徹底する。法令等とは、法令及び当規約、その他NTIに関する全ての取決めをいいます。

第10条（禁止事項）

以下の事項を禁止事項として定めますので、誠実に活動を行なってください。

1. 社会通念に反するような行為
2. 法令等取決めを遵守しない行為
3. 当規約に反する行為を行なうこと
4. NTIとしてふさわしくない言動、対応等を行なうこと
5. 当機構に対して虚偽の申告、報告、登録を行なうこと
6. 当機構、他の会員、NTI、検定受講生、講習受講者等への誹謗中傷を行なうこと
7. 不正に他の会員、NTI、検定受講生、講習受講者等の保有している情報等を収集、開示する行為
8. 当機構、他の会員、NTI、検定受講生、講習受講者等の著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
9. 当機構、他の会員、NTI、検定受講生、講習受講者等の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為

- 10．当機構、他の会員、NTI、検定受講生、講習受講者等に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為
- 11．会員として、NTIの権利、立場を、他の会員、第三者等に譲渡、承継または行使させる等の行為
- 12．犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為
- 13．公職選挙法で規制及び禁止する選挙運動行為
- 14．性風俗、宗教、政治に関する活動
- 15．その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- 16．その他、当機構が不適切と判断する行為

第11条（懲罰）

- 1．以下の項目が発生した場合、登録抹消の処分を行ないますのでご注意ください。
 - 1) 年会費の未納
 - 2) 当規約に違反する行為で、当機構が判断した場合
 - 3) 登録情報に虚偽が判明した場合
 - 4) その他当機構が適当と判断した場合
- 2．以下の項目が発生した場合、認定取消の処分を行ないますのでご注意ください。
 - 1) NTIの活動において、故意に検定評価を改ざんしたことが判明した場合
 - 2) 当機構の依頼した事項について無断もしくは容認できない理由で欠席等して、当機構に損害等を与えた場合
 - 3) 当規約に違反する行為で、当機構が判断した場合
 - 4) その他当機構が適当と判断した場合

第12条（再登録・再認定）

- 1．登録抹消を受けた場合、抹消の処分を受けてから1年間は再登録することはできない。
- 2．再登録を希望する者は、再登録書を当機構に提出すると同時に、誓約書等定められた書面を提出することにより、誠実にかつ忠実に活動を行なうことを宣誓するものとする。
- 3．再登録をするかどうかは当機構が判断するものとし、書面を提出することによって必ず再登録ができるものではない。
- 4．認定の取消を受けた者は、再度認定試験を受験して合格し、専門委員の承認を得ることで、登録を可能とする。
- 5．認定の取消を受けてから1年間は、認定試験を受験することはできない。
- 6．再認定をするかどうかは当機構及び専門委員が判断するものとし、必ず再認定されるものではない。

第13条（免責事項）

- 1．当機構は、NTIの内容、立場、権限、情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。
- 2．理由の如何に関わらず、情報の変更及び運用の中断または中止によって生じるいかなる損害について当機構は責任を負わないものとさせていただきます。

- 3 . N T I の活動に関して生じた受講生等との争い、諸問題等に関しては、当機構が依頼した事項で、かつ N T I が十分注意を払ったことが認められる場合以外は当機構では責任を負わないものとさせていただきます。
- 4 . 当機構の解散等により N T I の立場、権限等が失われたことによって生じた損害等に関しては、当機構は責任を負わないものとさせていただきます。

第 1 4 条（その他）

- 1 . この規約にない内容に関しては、当機構と相談のうえ決定します。自らが勝手に判断をしないようにしてください。
- 2 . 個人の情報に変更が生じた場合は、速やかに当機構に届け出てください。

第 1 5 条（インストラクター対応窓口）

当機構における N T I の窓口は、ネイル検定事業部とする。N T I に関する制度、検定実施等不明な点是对应窓口までお問い合わせ下さい。

第 1 6 条（合意管轄）

- 1 . N T I と当機構との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。
- 2 . 協議をしても解決しない場合、神戸地方裁判所または姫路簡易裁判所のみをもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

当規約は平成 2 7 年 5 月 1 日より適用します。